

育児休業および育児短時間勤務に関する規程

株式会社アクシステクノロジーズ

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第19条第2項に基づき、従業員の育児休業および育児短時間勤務に関する取り扱いについて定めたものである。

(育児休業の対象者)

第2条 従業員は1歳未満の子(実子または養子)と同居し養育する場合は、希望により育児休業をこの規程により取得することができる。

2 前項にかかわらず、次の従業員は育児休業をすることができない。

日雇い従業員及び期間を定めて雇用されている従業員

会社と従業員の過半数を代表するものとの間で締結された育児休業に関する協定(以下「育児休業協定」という)により育児休業をすることができないこととされた次の従業員

1. 入社後1年未満の従業員

2. 親である配偶者が、常態としてその子を養育することができる場合の従業員

(休業の申出)

第3条 育児休業を申し出るものは、原則として育児休業を開始しようとする日(以下「休業開始予定日」という)の1ヶ月前までに、育児休業申出書を所属長を経て会社に提出しなければならない。

2 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、申出者は、出生後2週間以内に会社に必要事項を届け出ねばならない。

(育児休業の期間等)

第4条 育児休業の期間は、原則として、子が1歳に達するまでを限度として育児休業申出書に記載された期間とする。

2 前項にかかわらず、会社は育児休業等に関する法律(以下「育児・介護休業法」という)の定めるところにより休業開始予定日の指定を行うことができる。

3 従業員は、育児・介護法の定めるところにより休業開始予定日の繰上げ変更及び育児休業を終了しようとする日(以下「終了予定日」という)の繰り下げ変更を行うことができる。

4 従業員が休業終了日の繰上げ変更を希望する場合には、理由を付して書面で会社に申し出るものとし、会社がこれを適当と認めた場合には、原則として繰り上げた休業終了予定日の1週間前までに本人に通知する。

5 次のいずれかの理由が生じた場合には、それぞれ各号に掲げる日に育児休業は終了する。

育児休業に係る子が1歳に達した場合は、誕生日の前日
子の死亡などにより育児休業に係る子を養育しなくなった場合には、その事由が発生した日。この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から5日以内とし会社と本人が話し合いの上決定した日とする。
出産休暇または新たな育児休業期間が始まった場合は、出産休暇または新たな育児休業の開始日の前日
育児休業を開始した後に育児休業から除外することとされた従業員に該当した場合は、該当することとなった日から原則として2週間以内において会社が指定した日
上記 または の事由が生じた場合には、従業員は原則として当該事由が発生した旨を会社に通知しなければならない。

(育児休業申し出の撤回)

- 第5条 育児休業申し出者は育児休業開始日の前日までに会社に申し出ることによって育児休業の申し出を撤回することができる。
- 2 育児休業の申し出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度、育児休業を申し出ることとはできない。
 - 3 育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により、育児する子がいなくなったときは、育児休業の申し出はなかったものとみなす。

(育児休業中の給与等)

- 第6条 育児休業期間中は、本給その他月ごとに支払われる給与は支給しない。
- 2 賞与については、育児休業期間の日数は欠勤扱いとして算定する。
 - 3 休業後の給与は、原則として育児休業前の給与を下らないものとする。
 - 4 退職金の算定については、育児休業期間(休日を含む前日数)を退職金の算定基礎とする勤続日数に算入しない。

(社会保険料等の取り扱い)

- 第7条 労働保険、社会保険の被保険者資格は休業中も継続するものとする。
- 2 休業中の社会保険料の被保険者負担分は、所定の届出を提出することによって免除される。

(給与控除額の取り扱い)

- 第8条 給与及び賞与より控除されるべきものがある場合には、各月において会社が指定した日までに所定の方法により支払うものとする。

(復職)

第 9 条 育児休業後の勤務は、原則として休業開始日前の職場及び職務に復帰させるものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合には、休職前の職場及び職務を変更することがある。

(年次有給休暇)

第 10 条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定にあたっては、育児休業を取得した日は出勤したものとみなす。

(子の養育を容易にするための措置)

第 11 条 1 歳未満の子（実子または養子）と同居し、養育する従業員であって育児休業を取得しない者に対し、会社は第 3 条、第 4 条に準じて、所定外労働をさせない措置を講ずるものとする。

(育児短時間勤務)

第 12 条 従業員で 1 歳に満たない子と同居し、養育する者は、会社に申し出て、次の育児短時間勤務制度の適用を受けることができる。

育児短時間勤務制度は次の通りである

午前 10 時 ~ 午後 5 時 30 分

(うち休憩時間は 12 時から 1 時まで)

労働時間 6 時間 30 分とする制度

(生後 1 年未満の新生児を育てる女子従業員は、このほか 30 分ずつ 2 回の育児時間を請求することができる)

2 適用のための資格、手続は第 3 条から第 5 条までの規定に準ずる。

(法令との関連)

第 13 条 育児休業および育児短時間勤務に関しては、この規定に定めのない事項については、法令の定めるところによる。

(付 則)

この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

社内様式 1

育児休業申出書

殿

〔申出日〕 平成 年 月 日
〔申出者〕 部 課
氏名 印

私は、「育児休業および育児短時間勤務に関する規則」第3条に基づき、下記のとおり育児休業の申出をします。

記

1 育児休業に係る子の状況	(1) 氏名			
	(2) 生年月日			
	(3) 本人との続柄			
	(4) 養子の場合の縁組成立年月日			
2 その他の子の状況	自分で養育していない1歳未満の子 有 その子の氏名〔 〕 無 生年月日〔 〕 本人との続柄〔 〕			備考
3 1の子が生まれていない場合の出産者の状況	(1)氏名 (2)出産予定日 (3)本人との続柄			
4 育児休業の期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで			備考
5 申出に係る状況	1. 休業開始予定日の1ヶ月前に申し出て いる・いない〔 申出が遅れる理由 〕 2. 1と同じ子について育児休業の申出を撤回したことが ない・ある〔 再度申出の理由 〕 3. 1と同じ子について育児休業をしたことが ない・ある〔 再度の休業の理由 〕			

社内様式 2

育児休業期間変更申出書

人事部長

殿

〔申出日〕 平成 年 月 日
〔申出者〕 部 課
氏名 印

私は、「育児休業、育児短時間勤務に関する規則」第 条に基づき、下記のとおり変更します。

記

1 当初の申出における育児休業期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
2 当初の申出に対する会社の対応	休業開始予定日の指定 〔・ 有 指定後の育児休業開始予定日 ・ 無 〔平成 年 月 日〕
3 変更の内容	(1) 休業〔・ 開始〕 〔・ 終了〕 予定日の変更 (2) 変更後の休業〔・ 開始〕 〔・ 終了〕 予定日の変更 平成 年 月 日
4 変更の理由 (休業開始予定日の変更の場合のみ)	〔 〕